



平成30年7月豪雨災害被災者への住宅支援 (市営住宅等の一時入居の取り扱いについて)

平成30年7月豪雨による被災者の皆様への住宅支援のうち、無償提供させていただく市営住宅等への申し込みは、7月20日の期限までに197件の応募がありました。

入居していただくための提供住宅と、入居世帯の選定方法は次のとおりです。

1 提供住宅

(1) 早期提供分

市営住宅21戸、県営住宅11戸、県営宿舍3戸、国家公務員宿舍2戸

計37戸 (当初予定26戸から11戸を新たに追加。詳細は別添1のとおり)

(2) 8月以降提供予定分 (※修繕が完了次第、順次提供)

市営住宅24戸、県営住宅9戸

計33戸 (詳細は別添2のとおり)

合計70戸 (7月25日現在)

2 入居世帯の選定方法

上記の70戸を対象とする入居世帯の選定を、平成30年7月27日(金)から、以下の手順で行います。

なお、個人情報保護のため、選定につきましては非公開とします。

(1) 被災程度・世帯の状況を考慮したうえで、4×3の12のグループに分ける。

(グループ分け及びグループ単位での優先順位は別添3のとおり)

(ア) 被災程度による優先度

(A) 全壊、(B) 大規模半壊、(C) 半壊、(D) 一部損壊

(イ) 世帯状況(住宅確保における要配慮)ごとの優先度

(A) 優先区分1

75歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり親世帯、介護保険における要介護・身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳の認定者を含む世帯

(B) 優先区分2

乳幼児(小学校就学前の子)を含む世帯、多子世帯(18歳未満の子が3人以上)

(C) 優先区分非該当

(2) 12のグループごとに抽選を行い、入居希望世帯の選択順位を決定する。

(3) 決定した選択順位の上位の世帯から、順に電話などの方法で連絡し、提供住宅リストをもとに希望する住宅を決定していただきます。

3 その他

- ・安浦町、安芸灘、音戸・倉橋エリアの提供住宅は、地域内の被災世帯を優先とします。
- ・7月26日(木)より、新たな申込みを受け付けます(提供戸数等は未定)。
- ・今回、決定に至らなかった方にも、引き続き申し込まれたものとして取り扱います。(※再度の申込みは不要です。)
- ・民間借上げ(みなし仮設)住宅制度等の活用についても引き続き紹介します。

順位決定おけるグループ分け基準表

別添 3

		被害の程度			
		(A)全壊	(B)大規模半壊	(C)半壊	(D)一部損壊
(A)優先区分1	75歳以上の高齢者のみの世帯	1	4	7	10
	ひとり親世帯（18歳未満の子を扶養する母子(父子)の世帯）				
	要介護度3,4,5の認定者を含む世帯				
	65歳以上のみの世帯で、 要介護度1,2の認定者を含む世帯				
	身体障害者手帳、 精神障害者福祉手帳、 療育手帳の認定者を含む世帯				
(B)優先区分2	乳幼児（小学校就学前の子） を含む世帯	2	5	8	11
	多子世帯（18歳未満の子が3人以上）				
(C)優先区分非該当		3	6	9	12

